

トキめき佐渡・にいがた 観光圏

観光圏整備計画

トキめき佐渡・にいがた観光圏
整備計画

「新たな北前船の旅立ちへ」
～新潟みなとの先に悠久の島・佐渡がある～

令和元年 12月

新潟市・佐渡市

目 次

1. 基本的事項	1
1) 観光圏の区域	
2) 滞在促進地区の区域	
3) 観光圏整備事業の実施体制	
4) これまでの取り組みと成果	
5) 観光圏整備計画の目標	
6) 計画期間等	
7) 住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映内容	
2. 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する 基本的な方針	12
1) 新潟市・佐渡市の現状	
2) 観光圏整備の課題	
3) 基本方針	
3. 観光圏整備事業の概要	18
1) サービスの改善・向上、集客力の向上	
2) 滞在コンテンツの魅力向上	
3) 移動の利便性の向上（アクセス整備）	
4) その他	
4. 協議会に関する資料等	26
5. その他市町村又は都道府県が必要と認める事項	26

参考資料

1. トキめき佐渡・にいがた観光圏協議会規約

1 基本的事項

1) 観光圏の区域

① 構成市町村：新潟市、佐渡市 令和2年度

名称	面積 (k m ²)	人口 (人)	65歳以上人口 (%)
新潟市	726.45	788,851	29.2
佐渡市	855.66	54,327	47.2

※面積：平成29年10月1日現在、人口：令和元年11月現在、65歳以上人口：令和元年現在

② 設定理由

佐渡市と新潟市は、江戸時代には北前船の寄港地としてそれぞれ栄えた。幕末には開港五港の一つとして新潟港が指定され、その補助港に佐渡両津港が指定されている(注1)。その後、新潟・両津航路が開かれ両市は強く結びついて発展してきた(注2)。平成31年に新潟港と両津港は開港150周年の節目を迎えた。

佐渡市は佐渡金銀山をはじめとする歴史文化と、島の自然や景観を活かした観光を全国的に展開しており、新潟市においても古町芸妓をはじめとしたみなとまち文化や国際観光交流の推進など、積極的な観光政策が展開されている。

このような背景を踏まえて、両市は平成20年度に「新潟市・佐渡市誘客連携協定」を結び観光面での連携を始めるとともに、平成22年度からは「トキめき佐渡・にいがた観光圏」整備事業を推進し、平成27年度には「トキめき佐渡・にいがた観光圏」の認可を受け、官民あげて取り組んできた。

これまでの活動から見えてきた課題の解決、そして新たな目標にむけて計画を組み直し、圏域の更なる観光の振興を図るため、次の時代を見据えた観光圏事業を実施していくこととする。

注1：1868年(明治元年)新潟港が開港：1858年(安政5年)開港の指定を受けた新潟港であったが、戊辰戦争の影響などで遅れ、10年後の明治元年11月19日(西暦1869年1月1日)の開港となった。同時に緊急避難などのための補助港として、佐渡夷港(両津港)も開港した。平成31年1月1日に新潟港と両津港は開港150周年を迎えた。

注2：佐渡新潟航路の開設：1885年5月(明治17年)佐渡島・新潟本土側双方の資本により、越佐汽船会社が設立され、その年の7月から新潟-夷間に新造船「度津丸」による航路が開設された。

2) 滞在促進地区の区域

①主たる滞在促進地区

佐渡市の宿泊施設の集中する両津地区、相川地区、南佐渡地区、国中地区各々を主たる滞在促進地区として滞在プログラムの開発展開を図り、滞在者の増加を目指す。また、それぞれの滞在促進地区の役割と位置づけを明確にする。

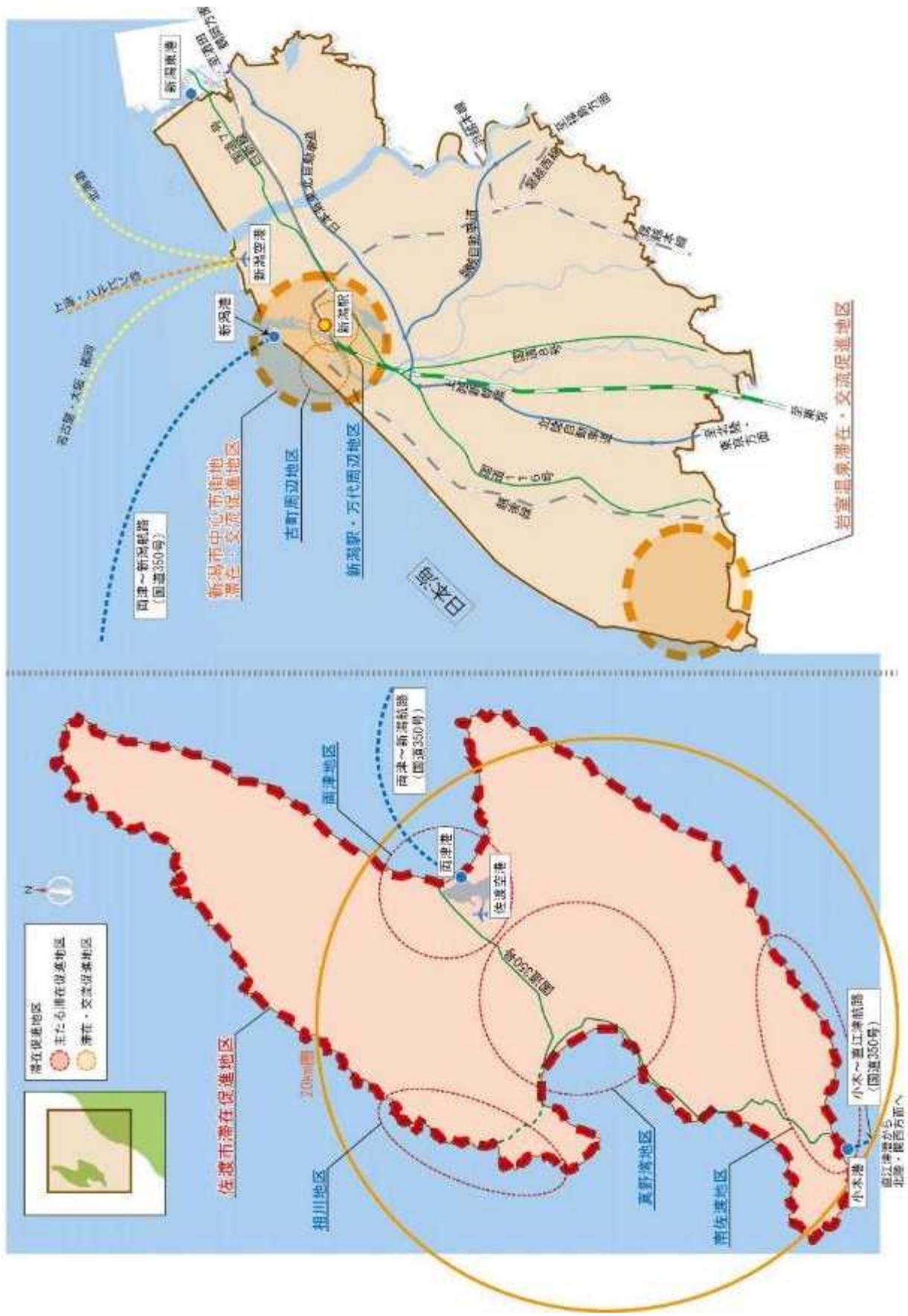
都市名	宿泊観光地、エリア	施設数	設定理由等
佐渡市	両津滞在促進地区	26	<p>佐渡の主たる玄関口である新潟市ともつながる両津港周辺は佐渡観光の出発地点および滞在プログラムの主要な基点である。</p> <p>両津の中心市街地をはじめ周辺部の集落においては観光資源の集積と鬼太鼓をはじめとする歴史文化の伝承が見られ、滞在プログラムの実施の可能性は高い。</p> <p>両津港は、重要港湾としてクルーズ船の寄港地となっている。</p> <p>これに加えて観光の結節点に近い中心市街地周辺には多くの宿泊施設が集積しており、滞在促進地区の拠点となる。</p>
	相川滞在促進地区	16	<p>トキめき佐渡・にいがた観光圏を代表する観光資源であり、現在、世界文化遺産登録を目指している「佐渡金銀山」を中心とした歴史文化遺産が集積しているのが相川地区である。</p> <p>その金銀山を中心として、古くから観光地としても栄えた相川地区には佐渡の奥座敷として宿泊施設が集積しており、世界文化遺産の国内推薦を目前に控え、新設したガイドンス施設きらりうむ佐渡を起点とする観光ルートを整備することで滞在促進地区としての集客力は非常に高い。</p> <p>二見港は、地方港湾の避難港としてクルーズ船の寄港地となっている。</p>

	南佐渡滞在促進地区	24	<p>小木・直江津航路の小木港は、北陸新幹線の開通、新高速フェリーの就航で小木港の南側の玄関口としての役割は非常に重要となる。</p> <p>小木、赤泊を含む南佐渡各地の各集落で個性的な鬼太鼓が毎年舞われ、南佐渡には独特の文化が伝えられており滞在交流プログラム実践の場としての可能性が高い。これに加えて南佐渡を中心としたジオパークは、また違った佐渡の自然の魅力を演出してくれる。</p> <p>小木港は、重要港湾としてクルーズ船の寄港地となって人気が高まっており、和太鼓集団鼓童の鑑賞や太鼓体験、宿根木集落の散策と併せた観光が人気となっている。</p> <p>また、小木や赤泊には宿泊施設も集積していることから、従ってこの地域も佐渡観光の重要な役割を担う滞在促進地区の拠点となる。</p>
	国中滞在促進地区	22	<p>真野、佐和田と畑野、新穂、金井の国中地区には能や鬼太鼓などの芸能や能舞台や寺社などの史跡も多い。また、近年は新穂にある「トキ」に関連した施設を中心に、トキの自然下への放鳥から400羽が定着しており、保護から観光活用への動きとなっている。佐渡はFAOによりジアス（世界農業遺産）にも認定されているが、その中心ともいえるのが佐渡でも農業生産が盛んな国中平野を中心とする真野湾地域である。</p> <p>また、宿泊施設の集積も見られ、滞在交流プログラムを担う地区としての可能性は高い。</p>

② その他の滞在促進地区

都市名	宿泊観光地、エリア		施設数	設定理由等
新潟市	新潟市中心市街地滞在促進地区	新潟駅・万代周辺地区	27	<p>新潟駅・万代周辺地区は、国際空港である新潟空港からバスで約25分の位置にあり、新幹線が発着するJR新潟駅や、佐渡への玄関口である新潟港を有し、当圏域の重要な交通結節点となっている。</p> <p>また、新潟港は、国際拠点港湾としてクルーズ船の寄港地となっている。</p> <p>シティホテルやビジネスホテルなどの宿泊施設と、飲食施設や商業施設などの集積も見られる。</p>
		古町周辺地区	14	<p>また、新潟市の商業の中心として栄えてきた古町周辺地区は、多くの風情ある歴史的建造物や町並みなどが残るほか、商業・宿泊・料亭をはじめとした飲食施設が集積している。</p> <p>このことから両地区は、滞在促進の拠点となる。</p>
	岩室温泉滞在促進地区		10	<p>当地区は、温泉観光地としてその名が知られ、ホテルや旅館が集積している。また近隣には弥彦・寺泊などの観光地もあり、当地区を宿泊先に利用する観光客も多い。近隣には、弥彦山に連なる多宝山や角田山、田園地帯、ワイナリーや酒蔵などの観光資源も豊富であり、プログラムの開発で滞在と交流促進の可能性が高い地区である。</p>

主たる滞在促進地区その他の滞在促進地区位置図



3) 観光圏整備事業の実施体制

① トキめき佐渡・にいがた観光圏協議会

観光圏協議会は一般社団法人佐渡観光交流機構、公益財団法人新潟観光コンベンション協会、東日本旅客鉄道株式会社新潟支社、新潟交通株式会社、新潟交通佐渡株式会社及び佐渡汽船株式会社が共同事業者の中心となり、事業実施を行う。協議会への参加は30団体（資料参照）であり、分科会で役割分担を明確にし、事業を実施することとする。

② 観光地域づくりマネージャー会議＝実行組織

専門知識と経験を有する観光地域づくりマネージャーを中心とした組織を編成し、滞在プログラムの実施に向けてワークショップ等住民参加の手法を取り込みながら事業の中核的実行部隊として活動する。

③ 観光地域づくりプラットフォーム

「トキめき佐渡・にいがた観光圏」の継続的・自立的な取り組みに向けて、一般社団法人佐渡観光交流機構を観光地域づくりプラットフォームとし、活動体制を確立する。

④ 地方公共団体の役割

両市は、共同事業者や協議会全体がスムーズに事業遂行ができるよう、事業及び各団体の調整など積極的に支援する。

4) これまでの取り組みと成果

(1) これまでの主な取り組み

- ・全国観光圏共通マーケティング調査事業として来訪者満足度調査に取り組み、圏域来訪者のデータ収集・分析を行い各種事業実施に反映する仕組みができた。
- ・観光地域づくりマネージャー6人を養成し、地域を巻き込んだ活動ができる体制づくりができた。
- ・情報発信事業として、ツーリズムEXPOや観光商談会に参加して圏域としての誘客プロモーションを行うほか、現地セールスプロモーションや多言語パンフレット・SNSを活用した情報発信に取り組んだ。
- ・個人旅行者の比率が増加する中で、二次交通の利便性向上のため、各公共交通機関やJR東日本と連携し、リーズナブルに周遊できる「SADO-NIIGATA PASS」を発行・販売した。
- ・圏域内の伝統文化として継承している「鬼太鼓」や「神楽舞」を掘り起こし、観光客が滞在型プログラムとして体験できるよう開発した。
- ・インバウンド受け入れ体制向上のため「佐渡インバウンド推進会」を立ち上げるとともに、市内在住の通訳案内士や立ち寄り施設と連携したモニターツアーを実施した。
- ・圏域の宿泊施設の品質向上を目的とした「サクラクオリティ観光品質認証制度」を導入し、宿泊施設が取り組んだ。

(2) 本圏域の課題

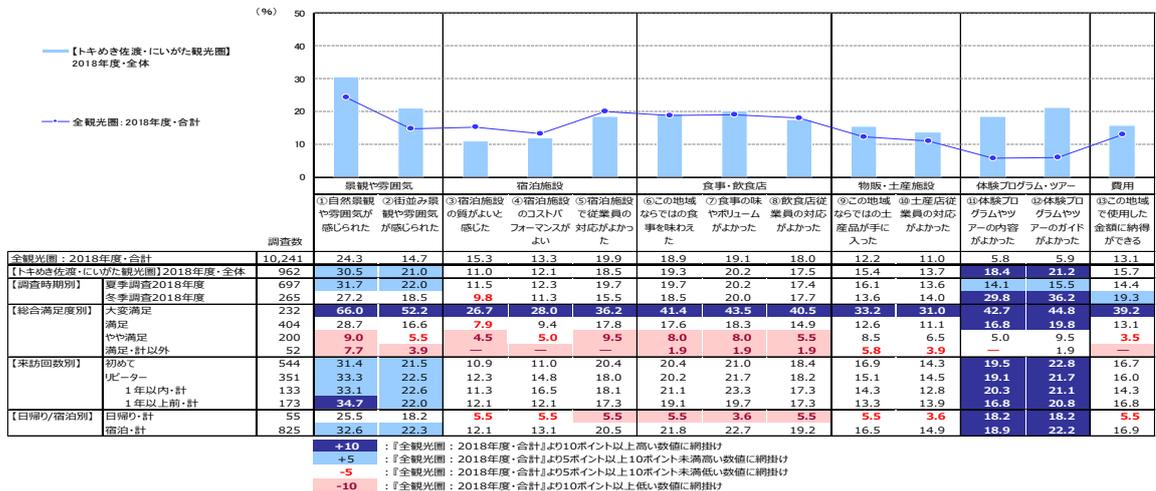
来訪者満足度調査の結果等から、以下の3点を課題として捉えている。

① 満足度の個別評価

「体験プログラム・ツアー」の満足度が全観光圏と比較して高い一方、宿泊施設の満足度が全観光圏と比較して全体的に低く、宿泊施設の質や従業員の対応などのおもてなしの向上が課題である。

■ 個別評価①本圏域での景観や食事、体験、宿泊などの評価：「大変そう思う」の割合一覧（全体/各単一回答）

Q15.. 本圏域での景観や食事、体験、宿泊などについては、どのように感じられましたか？（○は、それぞれ1つ）



② リピーター率

「リピーター率（再来訪の割合）」が全観光圏の57.4%より約20%低く、「宿泊」のリピーター率も36.9%と低い。また、「日帰り」のリピーター率は67.3%と高く、リピーターの滞在時間が短く、リピーターのさらなる増加と滞在時間の延長が課題である。

■ 本地域への来訪回数（全体／単一回答）

Q8-①. 本地域へは、今回が何度目のご来訪ですか？（○は、1つだけ）：来訪回数(今回を含む)

Q8-②. 本地域へは、今回が何度目のご来訪ですか？（○は、1つだけ）：(2回目以降の方)前回の来訪

●凡例	初めて	リピーター			無回答		リピーター
		1年以内・計	1年以上前・計	前回訪問時期不明			
全観光圏：2018年度・合計 (n=10,241)	37.3%	24.9	24.8	7.6	5.3	57.4	
【トキめき佐渡・にいがた観光圏】2018年度・全体 (n= 962)	56.6	13.8	18.0	4.7	7.0	36.5	
【調査時期別】 夏季調査2018年度 (n= 697)	54.2	14.6	19.4	4.5	7.3	38.5	
冬季調査2018年度 (n= 265)	62.6	11.7	14.3	5.3	6.0	31.3	
【総合満足度別】 大変満足 (n= 232)	51.3	23.3	17.7	6.0	1.7	47.0	
満足 (n= 404)	66.8	11.9	16.6	4.2	0.5	32.7	
やや満足 (n= 200)	59.0	12.5	22.5	6.0	—	41.0	
満足・計以外 (n= 52)	57.7	11.5	28.9	1.9	—	42.3	
【日帰り/宿泊別】 日帰り・計 (n= 55)	30.9	38.2	18.2	10.9	1.8	67.3	
宿泊・計 (n= 825)	62.6	13.5	19.4	4.0	0.6	36.9	

『全観光圏：2018年度・合計』より10ポイント以上高い数値に網掛け： **+10**
『全観光圏：2018年度・合計』より5ポイント以上10ポイント未満高い数値に網掛け： **+5**
『全観光圏：2018年度・合計』より5ポイント以上10ポイント未満低い数値に網掛け： **-5**
『全観光圏：2018年度・合計』より10ポイント以上低い数値に網掛け： **-10**

③ 本地域への1年以内再来訪意向

「1年以内再来訪意向」が全観光圏の59.4%より約10%低く、「再来訪を検討しない」は全観光圏の13.3%より約4%高く、再来訪意向の向上が課題である。

■ 本地域への1年以内再来訪意向（全体／単一回答）

Q14. 1年以内に、本地域への来訪を検討しますか？（○は、1つだけ）

●凡例	そう思う・計				そう思わない・計			そう思う・計	そう思わない・計	加重平均値
	大変そう思う (7)	そう思う (6)	やや思う (5)	どちらでもない (4)	あまり思わない (3)	思わない (2)	全く思わない (1)			
全観光圏：2015年度・合計 (n=7,999)	14.2%	27.1	21.1	20.3	7.6	5.4	13.3	62.4	14.3	4.99
全観光圏：2016年度・合計 (n=9,539)	14.1	26.0	22.6	21.6	6.7	5.0	13.2	62.6	12.9	4.99
全観光圏：2017年度・合計 (n=10,589)	16.6	26.0	21.2	21.4	5.8	4.3	12.3	63.8	11.2	5.09
全観光圏：2018年度・合計 (n=10,241)	13.6	25.2	20.6	21.0	7.2	4.9	12.6	59.4	13.3	4.98
【観光圏別】 水のカムイ観光圏 (n= 522)	7.7	22.8	23.0	28.4	7.7	7.3	12.2	53.5	16.1	4.67
二セコ観光圏 (n= 499)	19.8	28.9	18.4	17.2	5.4	3.4	16.5	67.1	10.4	5.25
富良野・美瑛観光圏 (n= 243)	11.5	31.3	18.1	20.6	8.6	3.3	12.5	60.9	13.2	5.02
雪国観光圏 (n= 454)	16.3	23.8	23.4	21.6	4.6	2.0	4.5	63.4	9.3	5.12
トキめき佐渡・にいがた観光圏 (n=1,130)	13.4	18.3	18.0	25.0	8.0	7.4	2.3	49.7	17.7	4.70
八ヶ岳観光圏 (n= 544)	27.9	34.9	16.9	10.1	5.1	1.0	2.7	79.8	2.8	5.80
浜名湖観光圏 (n=1,182)	14.5	25.2	24.8	21.3	5.2	3.0	7.5	64.5	9.1	5.10
海の京都観光圏・天橋立 (n= 795)	7.3	16.1	21.1	25.2	10.7	8.6	2.5	44.5	21.8	4.44
海の京都観光圏・夕日ヶ浦/久美浜 (n= 693)	16.5	26.6	21.7	18.8	4.8	2.0	1.9	64.7	7.7	5.25
にし阿波・剣山・吉野川観光圏 (n=1,117)	11.0	23.1	22.7	23.4	6.5	4.1	1.7	56.9	12.3	4.89
香川せとちうアート観光圏 (n= 608)	12.0	20.9	20.9	25.7	7.9	4.3	1.5	53.8	13.7	4.84
『海風の家』佐世保・小浜町観光圏 (n=1,489)	10.3	32.8	18.5	15.8	11.4	6.1	1.0	61.6	18.5	4.92
豊の国千代口マン観光圏 (n= 702)	13.8	26.1	20.8	19.0	6.6	4.1	0.4	60.7	11.1	5.08
阿蘇くまもと観光圏 (n= 263)	24.0	25.1	16.4	22.8	5.7	4.6	—	65.4	10.3	5.26
【調査地点別】 佐渡・計 (n= 962)	13.3	18.5	17.9	24.0	8.1	7.8	2.7	49.7	18.6	4.68
聞き取り・計 (n= 645)	12.9	18.5	18.9	25.3	8.7	7.3	2.0	50.2	18.0	4.70
両津港観光案内所 (n= 538)	13.2	19.1	19.5	24.5	8.6	6.5	1.9	51.9	16.9	4.75
南佐渡観光案内所 (n= 106)	11.3	15.1	16.0	28.3	9.4	11.3	2.8	42.5	23.6	4.42
相川観光案内所 (n= 1)	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—	4.00
太鼓体験交流館 (n= 0)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.00
宿泊施設・計 (n= 200)	7.5	18.5	18.0	26.5	8.0	12.5	6.5	44.0	27.0	4.26
両津旅館組合 (宿泊施設別紙) (n= 86)	5.8	9.3	19.8	26.7	7.0	22.1	9.3	34.9	38.4	3.77
相川旅館組合 (宿泊施設別紙) (n= 41)	12.2	22.0	19.5	14.6	14.6	9.8	4.9	53.7	29.3	4.53
真野旅館組合 (宿泊施設別紙) (n= 73)	6.9	27.4	15.1	32.9	5.5	2.7	1.5	49.3	12.3	4.71
体験プログラム (n= 117)	25.6	18.8	12.0	12.8	5.1	2.6	—	56.4	7.7	5.51

『全観光圏：2018年度・合計』より10ポイント以上高い数値に網掛け： **+10**
『全観光圏：2018年度・合計』より5ポイント以上10ポイント未満高い数値に網掛け： **+5**
『全観光圏：2018年度・合計』より5ポイント以上10ポイント未満低い数値に網掛け： **-5**
『全観光圏：2018年度・合計』より10ポイント以上低い数値に網掛け： **-10**

今後、以上の課題を解決するためには、多種多様な魅力あるプログラムづくりを行うとともに、宿泊施設を対象とした受入環境を向上の取り組みが必要である。

(その他の取り組み指標)

項目	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		-	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
(1) 一人あたり旅行消費額														
日本人	円	-	-	50,618	49,534	53,100	53,181	53,500	47,799	55,000	40,877	56,500	-	
外国人	円	-	-							31,400	51,744	34,000	-	
(2) 延べ宿泊者数														
日本人	人泊	-	-	1,698,770	2,959,000	1,723,020	2,991,000	1,950,634	3,017,000	1,934,547	2,989,900	2,525,238	3,016,500	-
外国人	人泊	-	-								57,100	107,608	60,500	-
(3) リピーター率														
日本人	%	-	-	57.4	58	45.2	55.6	46.3	58.1	55	61.0	36.5	64.1	-
外国人	%	-	-								8.8	16.3	8.9	-
(4) 来訪者満足度(7段階評価中「大変満足」の割合)														
日本人	%	-	-	18.5	18.5	19.7	19.7	18.5	20.7	17	21.7	24.1	22.7	-
外国人	%	-	-								30.0	18.1	31.0	-
(5) 体験・滞在プログラム参加者数														
日本人	人	-	-	914	894	1,378	1,321	1,504	1,558	1,600	1,265	1,740	-	
外国人	人	-	-							50	32	60	-	
(6) 宿泊施設の満足度(質がよいと感じた)														
満足度	%	-	-	20	17.6	20	14.3	20	19.8	20	11.6	20	-	
(7) SADO-NIIGATA PASS販売枚数														
販売数	枚	-	-	-	-	-	-	360	226	500	618	900	-	
※ 令和元年度は3月末に集計結果となるため表示せず。														

5) 観光圏整備計画の目標

新潟と佐渡が他地域に比べ強みをもつ「食」と「歴史文化」に着目し、首都圏や東北、北陸に集中するインバウンドの獲得を意識するとともに、広域ルートを周遊させることを意識した新潟と佐渡を他観光圏や他DMO組織とつなぐ観光圏としてのブランドを確立していく。

これまでの取り組みを活かし、より深く新潟と佐渡の歴史文化に焦点を当てた観光商品の販売や、地元食材を活用した「食と酒」を中心に据えた新潟、佐渡のブランドイメージの形成、外国人へのあたたかいおもてなしによるインバウンドの推進及びコンベンション誘致とアフターコンベンションの充実を図っていく。

① 5年後の目標

計画期間中、平成30年度を基準値として、宿泊者数は年1%、外国人宿泊者数は約年6%、満足度は年1%の伸びを目標とする。

宿泊数：2,651,000人泊 外国人宿泊数：140,600人泊 満足度：29.1%

項目	H30 (参考値)	R2 (初年度)	R3 (2年度)	R4 (3年度)	R5 (4年度)	R6 (5年度)
宿泊数	2,525,238	2,550,000	2,575,000	2,600,000	2,625,000	2,651,000
外国人宿泊数	107,608	113,500	119,800	126,400	133,300	140,600
満足度	24.1%	25.1%	26.1%	27.1%	28.1%	29.1%

※：宿泊数、外国人宿泊数は延べ宿泊者数（平成30年度新潟県「外国人宿泊者数の県内地区別推計について」【宿泊旅行統計調査(平成30年・平成29年確定値)を利用した新潟県推計】から抜粋

※：満足度については、平成30年度来訪者満足度調査から抜粋。7段階評価中「大変満足」の割合

②観光地域づくりマネージャーの育成等により地域における継続的・自律的な活動体制を確立するための目標

定期的に会議を開催するほか、プログラム開発および人材育成ワークショップ研修を行い、プログラムの開発と実施および検証、改善に取り組んでいく。また、地域で協力し活動するプレイヤーが必要であることから、活動を通じて地域の担い手を育成するとともに、新たな地域づくりマネージャーづくりを行う。

6) 計画期間等

計画期間は令和2年度から令和6年度とする。

計画について変更の必要が生じた場合には両市及び協議会が十分検討し、変更を行うこととする。

7) 住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映状況

これまで観光関係団体等に説明、協議を実施してきた。

今後もホームページなどに公表し、必要に応じ計画に反映させていく。

なお、各プログラムの組み立てと実施に関しては地元住民の協力が不可欠であり、関係者が参加するワークショップや研修会を開催し、プログラム実施に向けた活動を展開することとする。

2 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

1) 新潟市・佐渡市の観光の現状

(1) 交通環境

①佐渡市への航路の強化

両市は新潟・両津航路により結ばれている。本航路は、カーフェリーとジェットフォイルが運航され、小木・直江津航路に比べて輸送量が圧倒的に多いことから、新潟港が本土側における佐渡への主たる玄関口となっている。なお、小木・直江津航路については、北陸新幹線開業と同航路への新造高速カーフェリー就航により、新潟・両津航路と組み合わせた周遊ルートの利用拡大が期待される。

②拠点性の高い新潟市の交通環境

新潟市は上越新幹線や北陸自動車道をはじめとする高速交通網が整備されており、さらには東アジア諸国とを結ぶ国際便も発着する新潟空港など国際拠点都市としての機能が充実している。こうした拠点性から、国内観光とともに国際観光においても佐渡への入り口として新潟市の役割と位置づけは重要なものとなっている。

(2) 観光資源

両市には、以下のような魅力的な観光資源が豊富にある。そのうち主なものは次のとおりである。

佐渡市の「しま」の魅力

歴史文化資源としては、「世界遺産登録を目指す佐渡金銀山」、「鬼太鼓や能そして民謡などの伝統芸能」、「順徳上皇、日蓮、世阿弥など貴人達の流された島の歴史文化」、などが挙げられる。

自然資源では世界的にも名が知られ、現在、懸命に野生復帰が取り組まれている「国際保護鳥トキ」、そして「天然杉の原生林」、「自然美ゆたかな海岸」などは現在「日本ジオパーク」(注3)に認定されている。

また後出の食の魅力でも触れるが、佐渡は「ジラス」(世界農業遺産 GIAHS)(注4)に登録された日本有数の食の基地であり、春夏秋冬通じた佐渡の味「食」が楽しめる。

注3： ジオパークとは、「ジオ」と「パーク」を合体させた造語であり、いわば「大地の公園」。これまでに糸魚川や磐梯山などの地域が「日本ジオパーク」に認定されている。ジオパーク認定は、単なる景観の保護を目的としたものではなく、自然を愛し観光客を受け入れ、地域を活性化することを趣旨としている。佐渡は平成25年9月24

日に日本ジオパークネットワークへの加盟が認定された。ガイドの養成やツアーの実施などの実績を重ねている。

注4： ジアス（GIAHS：世界農業遺産）とは、FAO（国連食糧農業機関）が提唱している「Globally Important Agricultural Heritage Systems」の略称。後世に残すべき生物多様性を保全している農業上の土地利用方式や景観について、FAOが認定している。佐渡市は平成22年12月に石川県能登地域とともに日本初の認定申請をし、平成23年6月、両地域の登録が決定した。農業振興だけでなく観光振興の面でも注目されている。

新潟市の「まち」の魅力

新潟市は、北前船がもたらした特色ある文化や「旧新潟税関庁舎」をはじめとする歴史的建造物のほか、「古町芸妓」が料亭のお座敷に向かう「小路」など、随所にみなとまちの風情が強く感じられる。また、新潟県の県都として、商業施設などさまざまな都市機能が充実している。

一方、都市部からさほど遠くないところに、豊かな田園が広がり、新潟県内随一を誇る豪農の館やはぎ木の風景に「米どころ新潟」を感じることができる。

さらに、新潟市街地南西の角田山麓には「岩室温泉」があり、近年は、目の前に広がる田園の幸を活かした食と泊の魅力を備えた、歴史文化と品格のある温泉観光地として注目を集めるようになってきた。

両市共通の「食」の魅力

両市には、前述のとおり「歴史文化」での深い魅力があることに加え、「食」の魅力として質の高い「海の幸と大地の幸」がある。

佐渡は海に囲まれた島の利点を活かして昔から漁業が盛んであり四季を通じてさまざまな海の幸が楽しめる。また、これに加えて佐渡市は平成22年に「ジアス」に認定されたように、環境に配慮した農業が行われている。

そして新潟市においても海の幸は大きな魅力であり、かつ、信濃川と阿賀野川に育まれた大地の恵みである米や枝豆、野菜・果樹類などは質が高く人気がある。また、「みなとまち」のおもてなしを受け継ぐ料亭では、高度な料理の技や芸妓などの料亭文化が伝承されている。

加えて新潟市で毎年開かれる、県内約90の酒蔵が出店する「にいがた酒の陣」には、国内外から多くの人々が訪れており、新潟清酒は観光的にも大きな魅力となっている。

2) 観光圏整備の課題

本事業を今後5年間進めていく上での主要課題

(1) 恵まれた資源の活用

両市の観光資源は豊富であり、中でも主要な魅力である「食」と「歴史文化」に焦点を当てることで、明確なブランドの確立を打ち出していく必要がある。

(2) 資源を活かす滞在プログラム開発

消費者ニーズの多様化・高度化に伴い、広域連携と差別化を念頭に置いた、佐渡・新潟の地域個性を前面に出した継続性の高い滞在プログラムを開発し、消費額のさらなる増加を図る必要がある。

(3) 受け入れの質的向上

観光客が直接触れ合うのは、お店の販売員や旅館ホテルの従業員、観光ガイドなど町で会う人々である。人と人の付き合いが心に訴える最も大きな力(=感動)となる。そのため体制整備と観光圏の質的向上を図りながら、リピーターを増加させる必要がある。

(4) 情報発信力の強化と一体的なブランドイメージ形成

両市の豊富な観光資源を活かした一体的なブランドイメージの形成を図り、データや情報収集等を行い、ニーズに応じた情報発信力の強化とプロモーション展開を行う必要がある。

(5) 国際観光の更なる強化

新幹線や国際空港など高速交通網が整備された新潟市とグリーンミシュランガイドに掲載された佐渡市を組み合わせることで、より多くの外国人観光客を取り込むことが期待できることから、二次交通の利便性のさらなる向上を図りながら、国際観光の強化に取り組む必要がある。



3) 基本方針

(1) 基本コンセプト

本計画の基本コンセプトは、古くから北前船により地域が栄えた共通の背景から、『「新たな北前船の旅立ちへ」～新潟みなとの先に悠久の島・佐渡がある～』とし、事業の推進を図る。

北前船の交易により栄えてきた両地域は、幕末期の開港時に両津港が新潟港の補助港として指定されるなど、古くから関係を深めてきた。また、近年は平成 20 年8月の「新潟市・佐渡市誘客連携協定」の締結や、「トキめき佐渡・にいがた観光圏」整備事業に共同で取り組むなど、新潟市・佐渡市が一体となり、圏域への誘客活動を推進してきた。

これまでの事業展開で共通認識としてきた本テーマを活かし、首都圏や東北、北陸地方に集まる外国人観光客をターゲットとし、食と文化をテーマに新潟市へ誘客し、「佐渡・にいがた」から他観光圏と連携した広域周遊ルートを回遊させるべく東アジアをはじめとする世界に開かれた観光地づくりを目指す。また、産業としての観光を目指すだけでなく、地域で育まれた文化や歴史などを「積荷」とし、次世代に伝えていくという視点を加え、両地域の起点となる「港」から、次の段階に進んでいく様子をイメージし、「新たな北前船の旅立ち」を基本コンセプトとした。



(2) 基本方針

基本コンセプトを具現化するための基本方針を以下に掲げる。日本海の風土が育む、佐渡市・新潟市の「食」と「歴史文化」の2つを軸に、地域を堪能するプログラムづくり、おもてなしの醸成、内外へのプロモーション展開を推進する。

- ① 資源の発掘・見直し・追求
～「佐渡・にいがた」の食づくり
- ② 「佐渡・にいがた」で一体的な滞在プログラム開発
～「佐渡・にいがた」の歴史文化が育んだ悠久の時間を堪能する滞在プログラムづくり
- ③ 「佐渡・にいがた」を一体的に楽しむ移動環境の充実
～「佐渡・にいがた」の回遊性を生み出すプログラムづくり
- ④ 案内機能の強化とホスピタリティ増進
～外国人にも、あたたかいおもてなしづくり
- ⑤ 「佐渡・にいがた」がひとつになった情報発信力の強化
～外国人にも伝えたい「佐渡・にいがた」の魅力

- ① 資源の発掘・見直し・追求
～「佐渡・にいがた」の食づくり

日本海を挟む両市は、日本海の気候風土のなかで、それぞれ豊かな農水畜産物を育み、美味しい食材の宝庫となっている。こうした食材を活用し、美味しい食として提供できるよう、食の開発や情報発信を行う。

また、世界農業遺産の佐渡市、国家戦略特区（農業分野、注5）の新潟市、それぞれの特性を差別化した食のおもてなしの強化を行うとともに、観光圏全体の食のストーリーの形成を図り、食を堪能する体制づくりを推進する。

注5：国家戦略特区：国が特定の地域や分野を限定して規制緩和や税制上の優遇措置などを行うことで、企業の投資や人材を呼び込み、地域経済の活性化を目指すもの。新潟市は、平成26年5月1日に「大規模農業改革拠点」として、農業の生産性向上及び農産物・食品の高付加価値化を実現し、農業の国際競争力強化のための拠点に指定された。

- ② 「佐渡・にいがた」で一体的な滞在プログラム開発
～「佐渡・にいがた」の歴史文化が育んだ悠久の時間を堪能する滞在プログラムづくり

古くから日本海の交易で繁栄し、歴史文化を育んできた両市。ゆったりとした時間の流れのなかにある佐渡、みなとまちの魅力あふれる新潟、くつろぎの岩室温泉、それぞれの地域で流れる時間滞在を体験・堪能できる滞在プログラムづくりを推進し、個人旅行者にも提供できる体制を構築するとともに、宿泊の魅力の向上を図る。

③ 「佐渡・にいがた」を一体的に楽しむ移動環境の充実

～「佐渡・にいがた」の回遊性を生み出すプログラムづくり

越佐海峡を挟んで存在する両市。両市の移動は佐渡汽船にて結ばれているが、増加傾向にある個人旅行者に対してもストレスなく自由に往来できるサービスの提供を推進し、首都圏や東北、北陸に集まる観光客を両市に誘客し、「佐渡・にいがた」を一体的に回遊できるプログラムづくりを推進する。また佐渡汽船の往来のみならず、それぞれの地域（佐渡島内、新潟市内）の自由な往来を可能にする二次交通のさらなる充実を図る。

あわせて回遊性のある旅行商品の造成を促進し、観光目的以外の MICE などでの来訪者に対しても観光による回遊性と滞在満足度の向上を図る。

④ 案内機能の強化とホスピタリティ増進

～外国人にも、あたたかいおもてなしづくり

「佐渡・にいがた」が一体的となった圏域として全体で観光客を温かく出迎えるために、新潟駅周辺整備事業完了を見据えた圏域の入口となる新潟駅観光案内所での情報提供の充実と、そこを核とした各案内所のネットワークの強化を図る。また佐渡市の入口として佐渡汽船両津港にある観光案内所での情報提供の充実と機能強化を図る。

また観光客が接するホテルのフロント、交通機関の各窓口、運転手などにおけるおもてなしの受入サービスの充実を図る。

⑤ 「佐渡・にいがた」がひとつになった情報発信力の強化

～外国人にも伝えたい「佐渡・にいがた」の魅力

両市が一体となった圏域としての認知度がまだ低いなか、一体的な圏域イメージ（地域ブランド）の確立のため、国内外に向けて、両市が一体となったプロモーション展開を図る。特に北陸新幹線・上越新幹線を使った回遊ルート、航空路を活用した周遊ルートの周知なども含め、海外プロモーションを強化する。



3 観光圏整備事業の概要

【事業メニュー】

(1) 主たる滞在促進地区を起点とし、その他滞在促進地区と連携した事業

- (1-1) 地域素材を満足度につなげるマーケティング調査
- (1-2) 佐渡・にいがたを表出する、食のおもてなしの開発
- (1-3) 外国人にもあたたかいおもてなしづくり
情報提供の充実、宿泊サービスの改善・向上、魅力向上、外国人の受け入れ環境充実
- (1-4) 二次交通の充実（フリーパスの展開、拡充）と移動の利便性の向上（アクセス整備）
- (1-5) 快適な船旅の演出
- (1-6) M I C E の誘致に関する事業
- (1-7) 教育体験旅行の魅力向上
- (1-8) 地域を巻き込むための取り組み
- (1-9) トキめき佐渡・にいがた観光圏フォーラム

(2) 主たる滞在促進地区における事業

- (2-1) サービスの改善・向上、集客力の向上
- (2-2) 滞在コンテンツの魅力向上

(3) その他の滞在促進地区等における滞在・回遊促進事業

- (3-1) みなとまち新潟の滞在コンテンツの魅力向上
- (3-2) 回遊性のあるプログラムメニュー及び旅行商品の開発

(4) その他事業

- (4-1) 他観光圏やDMO組織との連携事業



(1) 主たる滞在促進地区を起点とし、その他滞在促進地区と連携した事業

(1-1) 地域素材を満足度につなげるマーケティング調査

□実施対象：新潟市、佐渡市

□期間：R2～R6

□事業内容

観光圏全域において「アンケート調査」、「モニタリング調査」の実施、「満足度調査」の継続実施を推進し、滞在観光地及び滞在プログラムの魅力向上を目指す。

調査は外国人観光客も対象とし、アンケートは英語など外国語による調査票も用意する。解析結果は域内の観光関係者にセミナーなどを通じて報告を行い、改善に結びつける。

□実施主体：佐渡観光交流機構、新潟観光コンベンション協会、ホテル・旅館、観光施設

(1-2) 「佐渡・にいがた」を表出する、食のおもてなしの開発

□実施対象：新潟市、佐渡市

□期間：R2～R6

□事業内容

主たる滞在促進地区である佐渡市の各宿泊観光地において、泊食分離も踏まえて、地産地消費につながる「佐渡の郷土料理」「日本海の味」のメニュー開発と提供の仕方を統一的に行えるようにし、圏域全体に広げていく。



事業メニュー

- ・ 佐渡のお祭り料理、佐渡の家庭料理メニュー開発

祭礼の料理、家庭の料理を提供する。佐渡の代表的な家庭料理として

煮しめやいごねりなどを味わってもらうことで、佐渡の生活の一端を感じてもらおう。

・ 佐渡・新潟の食の磨き上げ

佐渡と新潟のそれぞれの特性を活かした食の提供と情報発信を行う。

□実施主体：佐渡観光交流機構、新潟観光コンベンション協会、宿泊施設、飲食店、観光施設

(1-3) 外国人にもあたたかいおもてなしづくり

情報提供の充実、宿泊サービスの改善・向上、魅力向上、外国人の受け入れ環境充実

□実施対象：新潟市、佐渡市

□期間：R2～R6

□事業内容

観光プラットフォームを中心とした各地区の案内所とのネットワークを形成し観光情報サービスの充実を図るとともに、新潟駅周辺整備事業完了を見据え、新潟駅周辺をはじめ、各地区の案内所の整備と機能強化を進めていく。

また、外国人観光客受け入れ環境の充実のため、(1-1)で行われるアンケートやヒアリング調査の分析結果を踏まえ、宿泊施設や観光施設等での施設案内や滞在プログラム紹介などの外国語アナウンス（英語、中国語、韓国語、ロシア語、フランス語など）を行うとともに、情報発信力の強化と一体的なブランドイメージ形成を行うため、ICT等を活用したメディア発信を行う。

事業メニュー

- ・ 新潟駅、佐渡汽船ターミナルなど案内拠点での外国語対応の案内機能の向上、船やバスでの案内の充実。
- ・ 新潟駅観光案内所を「トキめき佐渡・にいがた観光圏案内所」としての機能充実、及び各地区の案内所の情報整備と機能強化。
- ・ 宿泊施設、観光施設等での外国語対応の向上のため、案内表記や外国語講習会を開催。
- ・ ICTを活用した情報発信の強化

□実施主体：佐渡観光交流機構、新潟観光コンベンション協会、佐渡汽船、新潟交通、新潟交通佐渡、いわむろや

(1-4) 二次交通の充実（フリーパスの展開、拡充）と移動の利便性の向上（アクセス整備）

□実施対象：新潟市、佐渡市

□期間：R2～R6

□事業内容

圏域全体で移動の円滑化を推進し、特に個人旅行者が使えるフリーパスの展開、拡充など二次交通の充実を進めていく。また、新潟駅をはじめとする拠点施設から滞在促進地区をつなぐ二次交通の充実を図る。

佐渡島内における交通アクセス条件の向上のために、路線バスを活かした二次交通の充実を図る。

□実施主体：佐渡観光交流機構、新潟交通佐渡、佐渡汽船、東日本旅客鉄道、新潟交通、新潟観光コンベンション協会、岩室温泉観光協会

(1-5) 快適な船旅の演出

□対象：佐渡(航路)、新潟市、佐渡市

□期間：R2～R6

□事業内容

船旅を演出するため、佐渡汽船カーフェリー及びジェットfoil船内において情報サービス、職員の対面案内、滞在プログラム紹介などの充実を図り、両市を繋ぐ旅の快適性を向上させる。併せて船の旅そのものの演出プログラムを開発する。

また、クルーズ船寄港時における滞在プログラムの情報提供を行うなど受入環境整備を図る

□実施主体：佐渡汽船、佐渡観光交流機構、新潟観光コンベンション協会

(1-6) M I C Eの誘致に関する事業

□ 実施対象：新潟市、佐渡市

□ 期間：R2～R6

□ 事業内容

両市一体となって、Meeting（会議・研修・セミナー）、Incentive tour（報奨・招待旅行）、Convention またはConference（大会・学会・国際会議）、Exhibition（展示会）及びEvent（競技会・コンクール）の誘致を図るとともに、コンベンションで誘致した人々のアフターコンベンションを充実させるための情報と滞在プログラムの提供を図る。

事業メニュー

- ・コンベンション受入環境の充実
- ・「スポーツ観光」受け入れ整備

□ 実施主体：新潟観光コンベンション協会、佐渡観光交流機構



(1—7) 教育体験旅行の魅力向上

□実施対象：新潟市、佐渡市

□期間：R2～R6

□事業内容

両市の農山漁村等の地域と協力した民泊等の体験宿泊の受入整備や、体験プログラムの開発を行い、国内外からの教育体験旅行の推進を図る。

□実施主体：新潟観光コンベンション協会、佐渡観光交流機構

(1—8) 地域を巻き込むための取り組み

□実施対象：新潟市、佐渡市

□期間：R2～R6

□事業内容

観光客と直接接するさまざまな職種の人々は観光圏事業を担う重要な財産（人財）である。観光圏全域において、それらの人々を対象に、サービスの質向上と人材育成を目指して、分野ごとのおもてなし研修を実施する。以下はそのメニューである。なおそれぞれの研修はプログラムごとにマニュアル化して改善しながらテキストとして次に活かしていく。

事業メニュー

- ・「地域のおもてなし」研修

集落ガイド、祭りの案内ガイド、鬼太鼓指導者対象

- ・「まち歩きや体験プログラムのおもてなし」研修

既存の各プログラムのガイド対象

□実施主体：佐渡観光交流機構、新潟観光コンベンション協会

(1—9) トキめき佐渡・にいがた観光圏フォーラム

□実施対象：新潟市、佐渡市

□期間：R2～R6

□事業内容

観光圏事業推進のための講演会、事業報告会を行い事業関係者や圏域住民の認識を高めるフォーラム、セミナーを実施する。

□実施主体：佐渡観光交流機構、新潟観光コンベンション協会

(2) 主たる滞在促進地区における事業

(2—1) サービスの改善・向上、集客力の向上

□実施対象：佐渡市

□期間：R2～R6

□事業内容

滞在プログラム実施に向けてのガイド養成やおもてなし研修を実施するとともに、宿泊施設での滞在プログラムの紹介と販売を促進する。

□実施主体：佐渡観光交流機構、鼓童文化財団

(2-2) 滞在コンテンツの魅力向上

□実施対象：佐渡市

□期間：R2～R6

□事業内容

滞在プログラムの開発を進め、既存のプログラムと組み合わせた滞在コンテンツを充実させていく。「鬼が舞う祭礼の島へ～新潟みなとの先に永遠に続く音がある～」を滞在プログラムのメインコンセプトとし、佐渡や新潟の伝統文化を継承し続けられるプログラムを造成する。また、主たる滞在促進地区においていくつかの「滞在プログラム案の開発と検証・改善」を図り、それを観光圏全体に広めていく。

宿泊施設等においても、滞在プログラムのアピールと販売を促進する。これは圏域全体においてプログラムの開発展開の汎用モデルとしてマニュアル化する。

事業メニュー

- ・「滞在プログラムの開発のためのワークショップ」：事業案への反映と観光圏内への事業アピール
- ・「滞在プログラムの検証改善事業」：モニタリング事業による検証・改善

□新しく開発される主な滞在プログラム

「鬼太鼓」参加体験プログラム

「佐渡の祭り」参加プログラム

「生活の中の交流」プログラム：味と食、産業・技術など

□実施主体：佐渡観光交流機構



(3) その他の滞在促進地区等における滞在・回遊促進事業

(3-1) みなとまち新潟の滞在コンテンツ開発や岩室温泉滞在コンテンツの魅力向上事業

□実施対象：新潟市

□期間：R2～R6

□事業内容

滞在の魅力を高めるために、各滞在促進地区において滞在コンテンツの充実を図る。

事業メニュー

- ・新潟駅・万代周辺滞在促進地区滞在コンテンツの魅力向上事業
- ・古町周辺滞在促進地区滞在コンテンツの魅力向上事業
- ・岩室温泉滞在促進地区滞在コンテンツの魅力向上事業

□実施主体：新潟観光コンベンション協会、岩室温泉観光協会



(3-2) 回遊性のあるプログラムメニュー及び旅行商品の開発

□実施対象：新潟市

□時期：R2～R6

□事業内容

新潟駅をはじめとする拠点施設から古町周辺地区や岩室温泉への回遊性を引き出す魅力的な旅行商品を開発する。それに伴って必要な滞在プログラムも開発する。

事業メニュー

- ・周遊チケットの発売(既存の継続と改善)
- ・旅行商品の開発販売
- ・滞在プログラムメニューの充実

□実施主体：新潟観光コンベンション協会、岩室温泉観光協会

(4) その他事業

(4-1) 他観光圏やDMO組織との連携事業

実施対象：観光圏

期間：R2～R6

事業内容

滞在時間の延長と広域周遊ルートの確立のため、他観光圏やDMO組織と連携し、FAMツアー等に取り組む。

実施主体：観光圏、他観光圏、DMO組織

4 協議会に関する資料等

別添のとおり。（協議会規約を添付）

5 その他市町村又は都道府県が必要と認める事項

両市は、観光振興及び地域活性化のために、新潟県と連携し取り組んでいる。

トキめき佐渡・にいがた観光圏協議会発足時より、新潟県は特別アドバイザーとして協議会に参画しており、事業についての把握と連携を行ってきた。本整備計画についても基本方針、事業概要に賛同を得ている。

また新潟県と佐渡市は、連携しながら「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」の世界文化遺産登録に向けて積極的に取り組んでいる。

さらに、両市は、本整備計画に基づく滞在プログラム等の企画促進および魅力向上事業を行うに当たっても、外国人観光客の受入及び誘致、二次交通の充実、快適な船旅の演出などの面において、新潟県国際観光テーマ地区推進協議会やクルーズ客船取組連絡会議等を通じて新潟県と密接な連携をしながら事業を進めて行く。

加えて、MICE誘致に当たっても、両市が参画する新潟県MICE協議会の活動により、新潟県と連携した取組を実施するなど、魅力ある観光圏づくりに努めている。

参考資料

1. トキめき佐渡・にいがた観光圏協議会規約

1. トキめき佐渡・にいがた観光圏協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、トキめき佐渡・にいがた観光圏協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を新潟県佐渡市両津夷 384 番地 11 に置く。

(目的)

第3条 協議会は、観光地相互間の連携によって観光圏を形成し、その観光の魅力の増進により国際競争力を高め、内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することを目的とする。

(業務)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 観光圏整備計画の策定に関する業務
- (2) 観光圏整備実施計画に関する業務
- (3) 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助事業に関する業務
- (4) その他協議会が定める業務

第2章 構成員等

(協議会の構成員)

第5条 協議会の委員は、別表に掲げるものをもって組織する。

(届出)

第6条 構成員は、その氏名及び住所（構成員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届けなければならない。

第3章 運営等

(協議会の運営)

第7条 協議会に役員として会長、副会長、監事をおき、役員を総会において選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合はその職務を代理する。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 協議会の議決の方法は、多数決とし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 6 協議会は、原則として公開とする。
- 7 協議会の事務は、一般社団法人佐渡観光交流機構において処理する。

(顧問)

第8条 協議会に顧問をおき、新潟市長および佐渡市長をもってこれに当てる。

(特別アドバイザー)

第8条の2 協議会に特別アドバイザーを置くことができる。

(部会)

第9条 協議会は、事業を円滑に推進するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、第5条に定める構成員の実務担当者等をもって構成する。
- 3 部会は、会長の指名によりアドバイザーを置くことができる。
- 4 部会は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。
- 5 部会は、必要に応じ事務局が招集する。

(戦略会議)

第10条 協議会は、業務その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、戦略会議を置く。

- 2 戦略会議は、第5条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とすることができる。
- 3 戦略会議は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

第4章 総会

(総会の種別)

第11条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席委員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(総会の議決方法等)

第12条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。

(協議結果の取扱い)

第13条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第14条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 委員の現在数、当該総会に出席した委員数、当該総会に出席したと見なされた者の数及び

当該総会に出席した委員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 業務計画

(業務計画)

第15条 協議会の業務計画は、会長が作成し、業務開始前に総会の議決を得なければならない。

2 前項の業務計画を変更しようとする場合についても、同様とする。

第6章 会計

(事業年度)

第16条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資金)

第17条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 国土交通省の補助金（訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金）

(2) 新潟市、佐渡市からの交付金、負担金等

(3) その他の収入

(資金の取扱い)

第18条 協議会の資金の取扱方法は、別途会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第19条 協議会の事務に要する経費は、第17条の資金をもって充てる。

(収支予算)

第20条 協議会の収支予算は、事務局が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

第7章 代表者

(代表者)

第21条 総会の決定に基づき観光圏整備費補助事業の業務を執行するために代表者を置く。

2 協議会の代表者は、次に掲げるものとし、観光圏整備事業費補助事業の代表者とする。

一般社団法人佐渡観光交流機構 理事長 本間 雅博

(監査等)

第22条 監事は、毎事業年度終了後、観光圏整備事業費補助事業の代表者に対し、当該補助事業に関する監査を実施しなければならない。

- 2 監事は、監査終了後において、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

第8章 雑則

(細則)

- 第23条 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱その他この規約に定めるものの他、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成22年2月17日から施行する。
- 2 設立当初の事業年度は、第16条の規定にかかわらず、協議会設立の日から翌年3月31日までとする。
- 3 この規約は、平成22年7月6日から施行する。
- 4 この規約は、平成24年3月27日から施行する。
- 5 この規約は、平成25年6月3日から施行する。
- 6 この規約は、平成27年6月1日から施行する。
- 7 この規約は、平成28年6月3日から施行する。
- 8 この規約は、平成30年7月20日から施行する。
- 9 この規約は、令和元年6月27日から施行する。

別表（第5条関係）

協議会の構成員

行政	新潟市 佐渡市
民間団体	<p> 公益財団法人新潟観光コンベンション協会 一般社団法人佐渡観光交流機構 東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 新潟交通株式会社 新潟交通佐渡株式会社 佐渡汽船株式会社 新潟・佐渡観光推進機構株式会社 新潟商工会議所 新潟市北区観光協会 新津観光協会 新潟市南区観光協会 岩室温泉観光協会 巻観光協会 新潟市ホテル旅館業連絡協議会 株式会社日本航空インターナショナル新潟支店 株式会社フジドリームエアラインズ新潟空港支店 全日本空輸株式会社新潟支店 新潟市ハイヤータクシー協会 一般社団法人日本旅行業協会関東支部新潟県地区委員会 にいがた食の陣実行委員会 新潟シティガイド NPO法人にいがたデジタルコンテンツ推進協議会 特定非営利活動法人いわむろや 佐渡連合商工会 佐渡観光旅館連盟 佐渡地区ハイヤー協会 佐渡ご当地グルメ普及推進協議会 学校法人新潟国際藝術学院 公益財団法人鼓童文化財団 協同組合 NICE 新潟 </p>

※順不同

